

きりん保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	株式会社 どりーむ就
所 在 地	那須塩原市豊町 1-29
電 話 番 号	0287-62-5219
代 表 者 氏 名	遠藤 周子

2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業所A型
施 設 の 名 称	きりん保育園
施 設 の 所 在 地	久喜市北 1 丁目 1 番地 25 号
連 絡 先	電話番号 0480-37-7897 F A X 0480-37-7899
管 理 者	野口 美雪
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満 3 歳未満の小学校就学前児童
利 用 定 員	満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 9 人 満 1 歳未満の児童 3 人
開 設 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	6060005009220

3 事業所の目的・運営方針

きりん保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 施設・設備等の概要

(1)施設

敷地	敷地全体	365.49 m ²
	園庭	公園を屋外における保育活動の場として使用します。
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ床面積	100.80 m ²

(2)主な設備

室名	部屋数	備考
乳児室	1室	0歳児 3名
ほふく室		1歳児 4名
保育室	1室	2歳児以上 5名
調理室	1室	
便所	1室	2歳児以上

5 職員の設置状況

職種	員数	備考
管理者	1	
保育士	8	
調理員	2	

※ 当園では、「久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

※ 職員の員数は、異動に伴い変動する場合があります。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
管理者・園長	野口 美雪（8：30～17：30）
保育士	勤務時間帯（7：00～19：00）
調理員	勤務時間帯（9：00～14：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 利用開始に関する事項

当園は、以下の方法により保育の提供を開始します。

- (1) 保育利用者の内定は、市の利用調整により行われます。
- (2) 保育の利用は、利用契約書の締結により決定されます。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時00分から19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村で決定する通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時00分から16時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時00分まで又は16時00分から17時00分、17時00分から18時00分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきます。

9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成30年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定地域型保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児		11時30分頃	15時頃	10時水分補給
1歳児		11時30分頃	15時頃	10時水分補給
2歳児		11時30分頃	15時頃	10時水分補給

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

10 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担額（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

- ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定，その他保育の内容に関する支援
- イ 代替保育（当園の職員の病気，休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に，当園に代わって提供する保育をいう。）の提供
- ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入

(2) 連携施設

連携施設	学校法人聖光学園 菖蒲幼稚園	
所在地	久喜市菖蒲町菖蒲 410 番地 4	
電話番号	0480-85-4151	
連携内容	・集団保育を体験させるための機会の設定 ・代替保育の提供	

※当園を卒園する年度の11月頃までに，卒園後の利用希望を確認させていただきます。その際，連携施設となっている、学校法人聖光学園菖蒲幼稚園への入園を希望される場合は，優先的に入園することが可能です。

※当園の卒園後，保育園（当園の連携施設となっている、保育園）への入園を希望される場合は，再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。市町村の利用調整の結果，御希望の保育園に入園できない場合もありますので御了承ください。

1.3 嘱託医

当園は，以下の医療機関を嘱託医としています。

(1) 内科，

医療機関の名称	扶顛堂 たかぎクリニック
医院長名	高木 学
所在地	埼玉県久喜市下清久 270-1
電話番号	0480-21-0124

(2) 歯科

医療機関の名称	エム歯科クリニック
医院長名	遠藤 高明
所在地	埼玉県久喜市久喜中央 1-1-20
電話番号	0480-22-3939

1 4 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 5 虐待の防止のための措置

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待マニュアルの作成・運用

1 6 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・窓口担当者 園長 野口 美雪・ご利用時間 8：30～17：30・電話番号 0480-37-7897F A X 0480-31-7899 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
------	--

※ 当園では上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 7 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none">・自動火災報知機 ㊦・非常警報装置 ㊦・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 ㊦・消火器 ㊦・非常用照明 ㊦
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

※ 久喜市から避難指示が出た時は、埼玉県立久喜工業高等学校へ避難します。

1 8 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	幼稚園賠償責任保険
保険の内容	別途配布のパンフレットをご確認ください
保 険 金 額	当園が負担

19 当園におけるその他の留意事項

喫 煙	当園の園内はすべて禁煙です。
宗教活動 政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：きりん保育園

説明者職名：管理者

氏名 野口 美雪 印

私は、本書面に基づいてきりん保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

重要事項説明書については、事業所の担当者が運営についての重要事項を説明したうえで、保護者からの同意を得て、保護者が署名又は記名押印したものを2部作成し、事業所と保護者が各1部ずつ保有する。

20 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分，実費分）

(1) 延長保育料

標準時間延長（11時間）	延長 18:00～19:00	400円	最大 4.000円
			*短時間も同様
短時間（8時間）	延長 7:00～8:00	100円	最大 1.000円
	16:00～17:00	100円	最大 1.000円
	17:00～18:00	100円	最大 1.000円
			*最大 3.000円

※ 当園は，上記費用の支払を受けた場合は，要望に応じ領収証を交付いたします。